

記載例

(精算払いの場合①)

様式第10号 (第14条関係)

※交付決定額と実績報告額が同じ場合

補助金請求書

金 300,000 円也

ただし、令和7年度広域的地域活動推進事業補助金

補助金(変更)交付決定額	300,000 円
補助金確定額	円
既受領額	0円
今回請求額	300,000円

(注) 補助金交付決定額は、事業途中で金額の変更があった場合は最終変更後の交付決定額を記載し、補助金確定額は、補助金確定通知があった場合のみ記載する。

<根拠> 補助金交付決定通知 神戸(県)第〇〇〇〇号
令和7年〇月〇〇日

補助金変更交付決定通知 神戸(県)第 号
令和 年 月 日

補助金確定通知 神戸(県)第 号
令和 年 月 日

(注) 補助金変更交付決定通知及び補助金確定通知は、当該通知があった場合のみ記載する。

上記のとおり、補助金を精算~~(概算)~~払によって交付されたく、令和7年度神戸県民センター地域躍
動推進事業補助金交付要綱第14条第1項~~(第2項)~~の規定に基づき、請求します。

令和〇年〇月〇日

神戸県民センター長 様

請求者 住所 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇
団体名 〇〇区連合会
代表者名 会長 〇〇 〇〇

発行責任者 氏名 〇〇 〇〇〇
兼担当者 電話 (078) 〇〇〇-〇〇〇〇番
電子メール 〇〇〇@〇〇〇.〇〇.jp

担当者 氏名
電話 () - 番
電子メール

(添付書類)

発行責任者及び担当者は、同一人物でも可(「発行責任者兼担当者」と記載)。

記載例

(精算払いの場合②)

※交付決定額と実績報告額が異なる場合

様式第10号 (第14条関係)

補助金請求書

金 290,000 円也

ただし、令和7年度広域的地域活動推進事業補助金

補助金(変更)交付決定額	円
補助金確定額	290,000円
既受領額	0円
今回請求額	290,000円

実績報告確認後にお送りする補助金確定通知書に記載の文書番号及び日付

(注) 補助金交付決定額は、事業途中で金額の変更があった場合は最終変更後の交付決定額を記載し、補助金確定額は、補助金確定通知があった場合のみ記載する。

<根拠> 補助金交付決定通知	神戸(県)第 号 令和 年 月 日
補助金変更交付決定通知	神戸(県)第 号 令和 年 月 日
補助金確定通知	神戸(県)第○○○○号 令和7年○月○○日

(注) 補助金変更交付決定通知及び補助金確定通知は、当該通知があった場合のみ記載する。

上記のとおり、補助金を精算(概算)払によって交付されたく、令和7年度神戸県民センター地域躍

動推進事業補助金交付要綱第14条第1項(第2項)の規定に基づき、請求します。

令和○年○月○日

神戸県民センター長 様

請求者 住所 神戸市○○区○○町○丁目○-○
 団体名 ○○区連合会
 代表者名 会長 ○○ ○○

発行責任者 氏名 ○○ ○○○
 兼担当者 電話 (078) ○○○-○○○○番
 電子メール ○○○@○○○.○○.jp

担当者 氏名
 電話 () - 番
 電子メール

(添付書類)

発行責任者及び担当者は、同一人物でも可(「発行責任者兼担当者」と記載)。

記載例

(概算払いの場合)

様式第10号 (第14条関係)

補助金請求書

事業の実施上どうしてもやむを得ないと認められる場合

金 150,000 円也

ただし、令和7年度広域的地域活動推進事業補助金

補助金(変更)交付決定額 300,000 円

補助金確定額 円

既受領額 0円

今回請求額 150,000円

補助金交付決定額の2分の1以内
(千円未満切捨)

(注) 補助金交付決定額は、事業途中で金額の変更があった場合は最終変更後の交付決定額を記載し、補助金確定額は、補助金確定通知があった場合のみ記載する。

<根拠> 補助金交付決定通知 神戸(県)第〇〇〇〇号
令和7年〇月〇〇日

補助金変更交付決定通知 神戸(県)第 号
令和 年 月 日

補助金確定通知 神戸(県)第 号
令和 年 月 日

(注) 補助金変更交付決定通知及び補助金確定通知は、当該通知があった場合のみ記載する。

上記のとおり、補助金を~~精算~~(概算)払によって交付されたく、令和7年度神戸県民センター地域躍
動推進事業補助金交付要綱第14条~~第1項~~(第2項)の規定に基づき、請求します。

令和〇年〇月〇日

神戸県民センター長 様

請求者 住所 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇
団体名 〇〇区連合会
代表者名 会長 〇〇 〇〇

発行責任者 氏名 〇〇 〇〇〇
兼担当者 電話 (078) 〇〇〇-〇〇〇〇番
電子メール 〇〇〇@〇〇〇.〇〇.jp

担当者 氏名
電話 () - 番
電子メール

(添付書類)

発行責任者及び担当者は、同一人物でも可(「発行責任者兼担当者」と記載)。